

# 日医ニュース

2020. 6. 5 No. 1410

発行所 **日本医師会**  
Japan Medical Association  
〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16  
電話 03-3946-2121(代)  
FAX 03-3946-6295  
E-mail www.info@po.med.or.jp  
https://www.med.or.jp/  
毎月2回 5日・20日発行 定価 2,400円/年(郵税共)



うつさない! うつらない!

**トピックス**

- 定例記者会見 ..... 2~3面
- ブロック代表質問への回答要旨 ..... 4面
- 春の叙勲・褒章受章者 ..... 5面

要望書の中で横倉会長は、新型コロナウイルス感染症が国の内外で未曾有の危機となりつつある中、「新型コロナウイルス感染症対策における有事の医療提供体制」と、「新型コロナウイルス感染症対策以外の平時の医療提供体制」が、車の両輪となって、国民の生命と健康を守っていかねばならないと強調。その上で、特に



大学病院関係者らと共に安倍総理に要望書を提出した横倉会長（左から3番目）

（1）新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関について、多床室利用による空床発生等を含めた医療機関への支援

（2）感染経路が不明な新型コロナウイルス感染症患者が発生している状況において、地域の通常医療の確保への支援

（3）眼科、耳鼻科等の専門診療科が地域で医療を継続するための支援

（4）医療従事者への危険手当

（5）PCR検査センターの拡充

横倉義武会長は5月18日、安倍晋三内閣総理大臣、加藤勝信厚生労働大臣、萩生田光一文部科学大臣と相次いで会談し、医療機関の窮状を訴えとともに、政府が編成を進めていた2020年度第2次補正予算に医療機関等の支援を盛り込むことを求める要望書を手交した。

## 横倉会長

# 第2次補正予算の編成に向け 医療機関等の支援を求める

用とともに、第2次補正予算における更なる支援を求めた。

### 医療現場への財政支援を要求

具体的には、安藤高夫衆議院議員や今枝宗一郎衆議院議員を中心とする「自由民主党新型コロナウイルス対策医療系議員団本部」が算出した額と歩調を合わせて、

（1）では、「新型コロナウイルス感染症患者の対応に必要な病床数5万床を確保すべく、患者の重症度（重症・中等症・軽症）に応じた医療機関及びホテル等への補助」や「多床室利用による空床発生等を含めた医療機関への支援」として約6054億円を、

（2）では、「医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルス感染症に感染する際に、事業主負担分を補償する民間保険を創設するとともに、その補助を行う費用」として約1410億円を、「日常の診療をしていても新型コロナウイルス感染症患者が来院する可能性があることから、地域の通常医療の確保への支援」として約1兆29964億円を、

（3）では、「院内感染などの風評被害も重なり、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れていない医療機関においても減収しているとして、眼科、耳鼻科等の専門診療科が地域で医療を継続するための支援」として約1兆544億円を、



加藤厚生大臣に要望書を提出

（4）では、「新型コロナウイルス感染症患者に自身の感染リスクが大きく、危険手当等の支給に」

（5）では、PCR検査の拡充を、

（5）では、PCR検査センターの拡充を、

（5）では、PCR検査センターの拡充を、

（5）では、PCR検査センターの拡充を、

## 第2次補正予算に向けた医療機関等の支援について

- （1）新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関について、多床室利用による空床発生等を含めた医療機関への支援
- （2）感染経路が不明な新型コロナウイルス感染症患者が発生している状況において、地域の通常医療の確保への支援
- （3）眼科、耳鼻科等の専門診療科が地域で医療を継続するための支援
- （4）医療従事者への危険手当
- （5）PCR検査センターの拡充

### 大学病院の窮状を説明

なお、当日の安倍総理並びに萩生田文科大臣との会談には、嘉山孝正全

—それぞれ求めている

その他、要望書ではワクチンや治療薬、抗体検査の開発に向けた研究開発費の拡充として約3000億円、疫学や公衆衛生のみならず、臨床の専

門家も入れたオ

門家も入れたオ

門家も入れたオ

門家も入れたオ



萩生田文科大臣に要望書を提出



# 新型コロナウイルス感染症 対応での医業経営状況等 アンケート調査結果を公表

松本吉郎常任理事は、新型コロナウイルス感染症の拡大が、医療機関の経営に与えた影響について調査した結果として、診療所では3月の入院外総点数が前年同月に比べ約10%減少していることなどを報告した。

本調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による医業経営への影響を緊急的に把握するため、2020年3月診療分のレセプトを対象にする。地域に、地域の会員医療機関で医業経営に支障を来している具体的な事例についてアンケート調査を実施した。

レセプト調査は都道府県医師会が医療機関を選定する形で行われ、病院125、診療所468の計614施設（不詳21含む）から回答が寄せられた。

3月末までに「新型コロナウイルス感染症疑い患者受診あり」と回答したのは病院48・8%、診療所18・2%で、また同時期において、「PCR検査が必要と判断した患者あり」は病院48・8%、診療所12・6%となっている。

「入院外の総点数・総日数・総点数」については、前年同月に比べ、病院では、総件数6・8%

減、総日数6・6%減と新型コロナウイルス感染症の拡大が、医療機関の経営に与えた影響について調査した結果として、診療所では3月の入院外総点数が前年同月に比べ約10%減少していることなどを報告した。

本調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による医業経営への影響を緊急的に把握するため、2020年3月診療分のレセプトを対象にする。地域に、地域の会員医療機関で医業経営に支障を来している具体的な事例についてアンケート調査を実施した。

レセプト調査は都道府県医師会が医療機関を選定する形で行われ、病院125、診療所468の計614施設（不詳21含む）から回答が寄せられた。

3月末までに「新型コロナウイルス感染症疑い患者受診あり」と回答したのは病院48・8%、診療所18・2%で、また同時期において、「PCR検査が必要と判断した患者あり」は病院48・8%、診療所12・6%となっている。

「入院外の総点数・総日数・総点数」については、前年同月に比べ、病院では、総件数6・8%

回答したのが、病院55・2%、診療所43・2%、(3) 長期処方患者数が「増えた(大幅に増えた、やや増えた)」と回答したのが、病院52・0%、診療所70・1%となっている。

この他、「経営上の課題」に関しては、「子育て中や介護中の医療従事者のみならず、事務職員の確保も困難になってきている」との意見や、医療用資材が不足する中、サージカルマスクが通常の10倍以上の価格になっているとの記載もあり、収入が減る一方でコストが増加している実情が明らかとなっている。

「初診料、再診料、電話等再診」については、前年同月に比べ、(1)「初診料算定回数」が病院で20・3%減、診療所で29・0%減、(2)「再診料または外来診療料算定回数」が病院で5・5%減、診療所で9・1%減、(3)「電話等再診」が、昨年3月に電話等再診の算定が全くなかった医療機関で本年3月に電話等再診を行ったケースがあることから、全体の算定回数は著しく上昇している。

「外来受診の動向については、(1) 外来患者全体が「減った(大幅に減った、やや減った)」と回答したのが、病院79・2%、診療所84・6%、(2) 電話等再診の患者数が「増えた(大幅に増えた、やや増えた)」と

回答したのが、病院55・2%、診療所43・2%、(3) 長期処方患者数が「増えた(大幅に増えた、やや増えた)」と回答したのが、病院52・0%、診療所70・1%となっている。

この他、「経営上の課題」に関しては、「子育て中や介護中の医療従事者のみならず、事務職員の確保も困難になってきている」との意見や、医療用資材が不足する中、サージカルマスクが通常の10倍以上の価格になっているとの記載もあり、収入が減る一方でコストが増加している実情が明らかとなっている。

同常任理事は、本調査で寄せられた「看護職員の夫が、勤め先で他の職員との距離を離して仕事をさせられた」「医師の家族が生活用品など、地元での買い物ができない」「診療を休止していないのにコロナにより休止している」と噂を立てられている「などのコメントを紹介し、風評被害によって地域医療が脅かされていることを懸念。

予防接種や各種健診が減ったことにより、小児科や医師会立の健診検査センターの運営にも大きな影響が出ているとし、更なる悪化が見込まれる4月以降の医業経営状況についても、引き続き調査していく意向を示した。

## 日医・四病協

# 「新型コロナウイルス感染症における診療体制に関する要望書」提出



横倉義武会長は5月1日、中川俊男副会長、猪口雄二全日本病院協会長、加納繁照日本医療法人協会長と共に厚生労働省を訪れ、加藤勝信厚労大臣に日医・四病院団体協議会の共同による「新型コロナウイルス感染症における診療体制に関する要望書」を提出した。

要望書は、4月以降、外来・入院共に大幅に患者数が減少していることなどを踏まえ、各地域で診療体制を継続させるためとして、

(1) 医療機関が経営破綻を起ささないよう、災害時と同様に前年度の診療報酬支払額に基づく概算請求を認める、

(2) 地域医療介護総合確保基金の執行残を含む不急の事業計画については使途を見直し、新型コロナウイルス感染症対策に優先的に配分する、また、その際に新型コロナウイルス感染症患者に対応する医療機関はもとより、後方支援する医療機関も存続できるように、地域医療介護総合確保基金の使途を改めて拡大し、柔軟に運用する、

(3) 風評被害等により、外来・入院・救急等

への予防投薬が行われるよう検討する、

(5) 国として、国内企業における感染防護具の生産増強が図られるような施策を実施する、

(6) 国として新型コロナウイルス感染症患者に対応している医療従事者が感染した場合の補償について十分な配慮をする——この6点を求めるものとなっている。

当日は、要望書の内容を中川副会長及び猪口全日病協会長が、医療機関の現状を加納厚労大臣に説明。これに対して、加藤厚労大臣は、「損失補填のようなことはできないが、新型コロナウイルス感染症患者に対応するための物的・人的な費用については、しっかりと補償していきたい。当面の費用が

## お知らせ

日本高血圧学会では、このほど、一般向け動画「COVID-19到来と日本高血圧医療のNew Normal」等を制作し、YouTubeの同学会の公式チャンネルにアップしています。

日医並びに日本医師会 COVID-19有識者会議のホームページなどと併せて、ぜひ、ご活用下さい。



必要であれば、福祉医療機構の融資制度を活用して欲しい」とするとともに、「今後も、皆さんと連携しつつ進めていきたいと思っていますので、引き続きよろしくお願いたい」と述べ、一定の理解を示した。

一方、横倉会長が新型コロナウイルス感染症以外に対応している医療機関についても経営上厳しい状況にあるとして、診療報酬上の対応を強く要望したことに対して、加藤厚労大臣は、「新型コロナウイルス感染症以外の患者に対応している医療機関でも、待合室はクラスターの発生源となる可能性が高く、予約システムの導入等を行った医療機関を支援することなども考えていきたい」とした。

# 第146回日本医師会臨時代議員会中止に伴う ブロック代表質問への回答要旨

新型コロナウイルス感染症の国内発生を受け、本年3月に開催を予定していた第146回日本医師会臨時代議員会は中止となったが、中国四国ブロック及び九州ブロックで準備していた代表質問に対し、執行部の答弁を求める旨の要望があり、回答を行ったので、その要旨を掲載する（回答の全文については、『日医雑誌6月号』を参照頂きたい）。

## 3 人手不足解消への提言（働き方改革の一環として）

山村善教代議員（宮崎県）は人手不足解消のため、扶養に関する「壁」となるパート労働者本人の所得の上限額を引き上げることを提案。日医の見解を求めた。

城守国斗常任理事は、「労働者の勤労意欲の増進、手取り収入の増加、社会保障の充実とその財源確保、企業活動の活性化といった、さまざまな要素を最適化していくためには、ご指摘の通り、行政の垣根を越えた対応が今後一層求められる」として、理解を示した。

更に、「日医としても、国に向けて問題提起していくとともに、医療の雇用誘発効果は他の産業よりも高く、医療に財源投入することで、特に医療従事者の比率が高い地方では経済の活性化により経済成長を促し、地方創生への多大な貢献につながることを引き続き主張していく」と述べた。

## 1 厚生労働省の定める令和3年度臨床研修病院の募集定員について

松山正春代議員（岡山県）からの（1）臨床研修医募集定員上限の設定による医師の偏在是正効果、（2）医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の審議状況——に関する質問には、羽鳥裕常任理事が回答した。

（1）については、厚労省の調査結果では医師は臨床研修を行った地域に長い期間定着するという傾向が明らかとなっていることを紹介。その上で、「偏在対策は医師養成課程全般を通じて、地域の実情を反映した形で推進されるべきものであるが、これらの対象は医学生、あるいは研修期間中にある若手医師が中心であるため、適切なキャリア形成との両立などを勘案し、慎重かつ丁寧な対応を行うよう、引き続き厚労省に強く求めていく」とした。

（2）については、地域偏在の是正を図るという視点に立って、議論に臨んできたとともに、引き続き担当役員間で情報共有し、連携を取りながら、地域医療を守る立場から強く主張していく考えを示した。

また、今後は、各都道府県内の個々の臨床研修病院の定員について、地域医療対策協議会での十分な議論が不可欠になるとして、都道府県医師会に対して、地域の実情に合った議論を牽引していくよう改めて求めた。

## 4 医療・介護に関する職業紹介事業者、外国人材受け入れに係る事業者（監理団体、登録支援機関等）への規制について

黒木康文代議員（鹿児島県）は、医療・介護を社会保障と位置づけるのであれば、医療・介護に関する職業紹介事業者、外国人材受け入れに係る事業者への一定程度の規制は必要だと指摘し、日医の見解を求めた。

江澤和彦常任理事は、「有料職業紹介事業者に支払う手数料の源の大半が公費と保険料であることは問題と認識しており、医療機関や介護事業所が高額な手数料を負担することにより、経営を圧迫する一因となっていることは由々しき事態である」との認識を示すとともに、外国人材の受け入れに高額な支払いを必要とするケースについても、同様の危惧を抱いているとした。

その上で、同常任理事は、「人材を必要とする医療機関や介護サービス施設・事業所が適切に人材を確保できる環境を整えることが最重要であると考えており、こうした視点から有料職業紹介事業者及び外国人材受け入れに係る事業者については、引き続き適切な運用を強く求めていく」と述べた。

## 2 医療・介護「対面原則」見直しについて

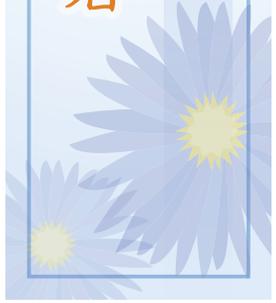
沖中芳彦代議員（山口県）からの情報通信機器を用いた診療に関する日医の考えを問う質問には、松本吉郎常任理事が回答した。

同常任理事は、「情報通信機器を用いた診療は対面診療の補完である」という日医の方針に変わりはないとした上で、今回の新型コロナウイルス感染症に係る取り扱いは、特例中の特例・例外中の例外であり、4月10日付で発出した事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取り扱い」のとおり、「『時限的』とは感染状況が『終息』するまでではなく、『収束』するまでである」「医療機関は都道府県における協議会で検証するとされている」こと等を説明。状況が収束した際には速やかに元に戻すべきことを、引き続き国に対して提言していくとした。

また、都道府県医師会に対しては、協議会に積極的に参画し、この非常事態下における情報通信機器を用いた診療の適切な実施に向けた協力をお願いしたいと要請した。

# 令和2年

## 春の叙勲・褒章受章者



政府は、このたび、令和2年春の褒章受章者ならびに  
生存者叙勲・賜杯受章者を発表した。  
日医会員受章者は次のとおり。  
(敬称略)

### ◎瑞宝中綬章

稲垣春夫(愛知県・元トヨタ記念病院院長)  
澁谷統壽(福岡県・元国立病院機構長崎神経医療センター院長)  
土屋俊晶(新潟県・元国立病院機構西新潟中央病院院長)  
西牟田敏之(千葉県・元国立病院機構下志津病院院長)  
田中正敏(久留米大学名誉教授)  
石津日出雄(岡山大学名誉教授)

### ◎旭日小綬章

青木重孝(元三重県医師会会長)  
齊藤 勝(青森県医師会会長)  
豊島 忍(元鹿児島県公安委員長)

### ◎瑞宝小綬章

唐川正洋(大阪府・元泉尾病院院長)  
田頭政三郎(沖縄県・元北中城若松病院院長)  
田中昭太郎(神奈川県・元海老名総合病院院長)

### ◎旭日双光章

飯屋元博(元熊本県医師会理事)  
岩瀬敬紀(愛知県・元岡崎市医師会副会長)  
大畑 元(埼玉県・元浦和医師会会長)  
春日 明(福島県・元須賀川医師会会長)  
神島高世(元鳥取県医師会常任理事)

### ◎瑞宝双光章

小島 章(群馬県・元太田市医師会会長)  
小島 進(長崎県・元島原市医師会会長)  
坂本健一(元和歌山県医師会理事)  
榎本欣也(兵庫県医師会副会長)  
田村精平(元高知県医師会副会長)  
戸谷和夫(広島県・元三原市医師会会長)  
中島琢雄(山梨県・元北巨摩医師会会長)  
野中良仁(大分県・豊後高田市医師会会長)  
羽鳥重明(愛媛県・元今治市医師会会長)

### ◎旭日双光章

濱砂重仁(元宮崎県医師会常任理事)  
古屋聖兒(北海道・元北見医師会会長)  
舂 眞一(宮城県・元石巻市医師会会長)  
三橋二良(元大阪市住吉区医師会会長)  
三原 一郎(山形県・元鶴岡地区医師会会長)  
武藤一彦(石川県・元白山ののいち医師会副会長)  
吉岡繁治(島根県・元安来市医師会会長)  
吉本正博(元山口県医師会副会長)

### ◎瑞宝双光章

大橋秀一(大阪府・元大阪中央病院院長)  
奥田聖介(兵庫県・元京丹后市立久美浜病院院長)  
織田行高(佐賀県・元中多久病院院長)  
陶山元一(元愛知県がんセンター愛知病院院長)  
荒木加四子(山口県・学校医)

### ◎旭日单光章

市川 宏(岩手県・元学校医)  
遠藤一平(山形県・学校医)  
太田守行(福岡県・学校医)  
小川 翼(香川県・学校医)  
小口真樹(長野県・学校医)  
小原 實(兵庫県・元学校医)

### ◎藍綬褒章

金子 襄(埼玉県・学校医)  
佐々木幸三(青森県・学校医)  
佐藤 勤(宮城県・学校医)  
塩崎陸世(静岡県・学校医)  
竹本範彦(高知県・学校医)  
田下昌明(北海道・学校医)  
多田隈鴻(熊本県・学校医)  
早川真人(秋田県・学校医)  
林 干城(鹿児島県・学校医)

### ◎紫綬褒章

川上憲人(東京大学教授)  
森 正樹(九州大学教授)

### ◎藍綬褒章

城守国斗(日本医師会常任理事)  
関谷治久(埼玉県・東入間医師会会長)  
岩崎洋一(広島労働局地方労災医員)

### ◆お祝い◆

受章者名の掲載には細心の注意を払っておりますが、万一、お気づきの点がありましたら、広報課までお知らせください。

丸山博信(群馬県・学校医)  
安増 進(福岡県・学校医)  
村山英太郎(山形県警察嘱託医)  
松下和孝(熊本県警察嘱託医)  
三橋 稔(千葉県警察嘱託医)  
秋場 齊(千葉県・行政相談委員)  
宮下英士(宮城県警察嘱託医)  
相原芳昭(群馬県・介護老人保健施設「藤岡みどり」の園 施設長)  
一林 繁(石川県警察嘱託医)  
柳山悠紀士(北海道警察嘱託医)

横山 闌(元愛媛県ラグビーフットボール協会会長)

# 書籍紹介



## 日本の医療制度と政策（増補改訂版）

島崎謙治 著



療養制度の成り立ちから国際比較、現状分析と課題まで網羅されていたが、今回はその後の変化を踏まえて、国際比較ではオバマケアの行方、医療保険制度では医療費増加要因の項目などが加筆され、ややボリュームが増えている。

内容は「序章」「I 歴史」「II 比較 医療制度・政策の国際比較」「III 展望 医療制度の改革の方向性と政策選択」「終章 総括」で構成。歴史分析と国際比較により、日本の医療制度の構造を明らかにするとともに、今後の

本書は、著者が厚生労働省での実務経験を経て、国立社会保障・人口問題研究所、政策研究大学院などでの研究生活を踏まえて2011年に発刊された初版の増補改訂版である。初版では、わが国の医

改革の方向性と具体的な政策が提示されるなど、日本の医療制度を深く知る上で必読の書と言え

自分自身の知識の最新化、とりわけ内外の学会が作成した『ガイドライン』の最新版に常に目を通していくことが強く求められる。

定価 5280円(税込) 発行 東京大学出版会



小児科診療ガイドライン（第4版）—最新の診療指針— 五十嵐隆 編

日本小児科学会は「小児科医は子ども総合医です」と宣言したが、小児科臨床の全てに精通することは大変難しいため、

エンザパンデミック（スペインかぜ）は、アメリカのカンザス州を起源とする説や、中国由来ウイルスがアメリカのボストン近郊で変異してヨーロッパに広がったとする説がある。

## ピーテル・ブリューゲルの「死の勝利」

新型コロナウイルス感染症から逃げるように避暑地向かい、それにネズミとノミが介したために感染が拡大している。私が高齢の新型コロナウイルス感染者でまず頭に浮かんだのは、ピーテル・ブリューゲルの絵画「死の勝利」だ。14世紀中頃にヨーロッパで大流行した黒死病（ペスト）。



プスズム ゼパンデミック 中での論争が続く。スペインから3年間続き、世界中で多くの命が奪われた。日本では、1918年から1920年の3年間で総患者数約2300万人、死亡者数約39万人に達した。現在パンデミックとなっている新型コロナウイルス

塔や船が燃え上がり、遠く山からも火の手が上がりが、有力者が

1918年のインフル

「グ」専門医からのアドバース」によって構成。小児の主要な152疾患について触れられている。B5版760ページと重量感もあるが、電子化もされており、忙しい臨床家にとっては、とても重宝な一冊と言える。定価 16500円(税込) 発行 総合医学社

離島発って隠岐のEコーで変わる 白石吉彦 著



Eコー初学者を主な読者対象として、Eコーを使いこなすために必要な基礎知識や技術を、前著『離島発って隠岐の外来超音波診療』と同様に著者の実体験を基に、読みやすくまとめた解説書

運動器Eコーが主だった前著に続いて、「今度」は全身にEコーを当ててみましよう」という入門書で、Eコーを検査技師に依頼していたり、X線やCT、MRI検査に頼り切っていた外来診療医が自分もプローブを持って患者に当ててみようかなという気にさせる内容となっている。

グラフィックリンパ浮腫診断 —医療・看護の現場で役立つケーススタディ— 前川一郎 著



「適切な診断のないところに適切な治療なし」という言葉どおり、治療は正しい診断の下に成り立つものである。

がん患者などを悩ますリンパ浮腫も同様で、臨床的、身体的な診断に加え、近年進歩した画像診断により、リンパ機能障害の程度までを適切に診断し、適切な治療方針を決めることは重要である。

本書では、リンパシンチグラフィ、インドシアチングリーン赤外線蛍光リンパ管造影、MRI、そしてSPECTCT

## 全国国民年金基金

### 日本医師・従業員支部 案内

#### 特定加入（60歳以上の方の加入）の活用について

不確実な将来への備えとして、国民年金に上乗せを行う「公的年金制度」としての国民年金基金の役割が期待されている。国民年金は、20歳から60歳までの40年間保険料

こうした国民年金任意加入者の方も、国民年金基金に加入（特定加入）することができる。特定加入制度において、掛金は全額が社会保険料控除の対象、年金給付は公的年金等控除の対象となるなどの税制上の優遇措置が適用される。なお、当基金への申し込みは、事前に、お住まいの市区町村又は年金事務所において国民年金の

**日医on-line**

ニュースポータルサイト「日医on-line」では、定例記者会見の映像等、さまざまな情報をご覧頂けるようになっています。ぜひご利用下さい。

<http://www.med.or.jp/nichiionline/>



# 南から北から

北海道  
北海道医報  
第1210号より

## ムシヨ医になって みて 大松 広伸



レジデント時代も含め、26年間勤めた国立がん(研究)センターを退職し、3年前に故郷の網走市に戻りました。

レジデントは居なかり、研究費を失って秘書さんを雇えなくなり、積もり積もった面倒な雑用(経営改善、広報、情報システム・電力管理、診療情報管理、がん登録等)からは解放され、何より常に病棟に重症患者、時々治療関連死になりそうな患者を抱えていたことからの解放感は大いいです。

3年ほど前から、LINEを利用して英語のレッスンを受けている。私はどちらかと言えば、「読む・書く」能力よりも、「聞く・話す」能力を伸ばしたいと常々思っており、主に「話す」練習をしている。

最初の1年間は、週1回日本人の先生についてレッスンを受けた。先生が話す日本語の短文を即座に英語に訳すという、いわゆる「瞬間英作文トレーニング」である。

1回のレッスンは40分なのだが、20分もすると頭は疲労困憊する。しかも関係代名詞など複雑な構文になると、完全に混乱してしまう。

富山県  
富山市医師会報  
第582号より

## Let's study English!!

小林 直子

印象に残ったことを、自由に英語で話してください」というお題を頂くようになった。しかし、自由に話すなんて余計にうらやまと思ってしまう。

それでも回を重ねると、少しずつ楽しめるようになってきた。「私が教えてあげる」というのではなく、「一緒に日本語の事を学ぶ」というスタンスで臨んでいる。語彙を増やす良い機会にもなる。

「メアリーの横に立っている、あの女の子は誰ですか?」という日本語を聞きながら、「メアリー」と「あの女の子」を頭に描き、「あの」で女の子を指さし、「誰ですか?」で尋ねる身振りを付けて、英語で話す。知らない人が見たら、私はまるで夢遊病者である。

確かに不安はありましたが、法務省幹部の方々が東京拘置所や網走刑務所を見学させてくれ、私や家内の不安を払拭できるようにご尽力ください、また基本的に犯罪を犯すような受刑者は体が元気な人だろうと多少楽観視していました。

網走刑務所は6年間常勤医不在の状態でしたが、私の赴任は大変喜ばれ、厚遇して頂いたように思います。がんセンター時代もそれなりの身分でしたので個室でしたが、その倍以上の広さのお部屋を与えて頂き、パソコンも新規に購入して頂きました。

「少し休憩を入れましょう」ということになり、半分を過ぎた頃に「最近

治療関を受診させました。脳に異常は無く、後で咳症状に処方してあった中枢性鎮咳薬をまとも飲みましたと発覚した事例もありました。

「メアリーの横に立っている、あの女の子は誰ですか?」という日本語を聞きながら、「メアリー」と「あの女の子」を頭に描き、「あの」で女の子を指さし、「誰ですか?」で尋ねる身振りを付けて、英語で話す。知らない人が見たら、私はまるで夢遊病者である。

長野県  
上田市医師会報  
574号より

## ハワイアン ローカルフード

ヒヤネ亜希子

ハワイ料理は、基本的に味付けが日本料理に近く、やさしいお味でとても好きです。特に「Poke」(ポキ)。生のマグロに海藻、オニオン、スライス、青ネギ、ごま油と醤油などで味付けした食べ物で、そのまま食べてもいいですし、ポキ丼にしても最高、他にもタコポキ、スパイシーポキ等がたくさんスーパーに並んでいます。

「メアリーの横に立っている、あの女の子は誰ですか?」という日本語を聞きながら、「メアリー」と「あの女の子」を頭に描き、「あの」で女の子を指さし、「誰ですか?」で尋ねる身振りを付けて、英語で話す。知らない人が見たら、私はまるで夢遊病者である。

「少し休憩を入れましょう」ということになり、半分を過ぎた頃に「最近

治療関を受診させました。脳に異常は無く、後で咳症状に処方してあった中枢性鎮咳薬をまとも飲みましたと発覚した事例もありました。

「メアリーの横に立っている、あの女の子は誰ですか?」という日本語を聞きながら、「メアリー」と「あの女の子」を頭に描き、「あの」で女の子を指さし、「誰ですか?」で尋ねる身振りを付けて、英語で話す。知らない人が見たら、私はまるで夢遊病者である。

「メアリーの横に立っている、あの女の子は誰ですか?」という日本語を聞きながら、「メアリー」と「あの女の子」を頭に描き、「あの」で女の子を指さし、「誰ですか?」で尋ねる身振りを付けて、英語で話す。知らない人が見たら、私はまるで夢遊病者である。

「メアリーの横に立っている、あの女の子は誰ですか?」という日本語を聞きながら、「メアリー」と「あの女の子」を頭に描き、「あの」で女の子を指さし、「誰ですか?」で尋ねる身振りを付けて、英語で話す。知らない人が見たら、私はまるで夢遊病者である。

# 日本医師会役員及び裁定委員の選任・選定に関する公示

## 公益社団法人日本医師会 選挙管理委員会 (令和2年6月1日)

日本医師会定款第19条及び第20条第2項の規定に基づき、来る6月27日(土曜)午前9時30分より東京都文京区本駒込2丁目28番16号日本医師会館において、第147回日本医師会定例代議員会を開催いたしますが、その際、定款第33条、第34条及び第54条の規定により、本会会長、副会長、常任理事、理事、監事及び裁定委員の選任・選定を行います(いずれも任期は、定款第32条第1項及び第55条第1項並びに同施行細則第40条の規定により、令和2年6月27日より令和3年度に関する定例代議員会終結の時までとなります)。

つきましては、日本医師会会員の中で上記役員等に立候補しようとする者は、定款施行細則第18条、第20条、第22条及び第50条の規定に基づき、別紙様式により選任期日の10日前、即ち公示日より6月17日(水曜)午後5時までの間に、本委員会宛に届け出るようお願い申し上げます。

### 記

- 立候補しようとする者は、立候補者の氏名、立候補しようとする役職、立候補者の住所、所属都道府県医師会名及び推薦人(10名以上50名以内)を記載した立候補届出書(様式1)並びに候補者経歴表(様式2)を提出して下さい。
- 定款施行細則第24条の規定に基づき、候補者は、氏名、経歴、所信、写真を本会ホームページに掲載するよう申し出ることができます。掲載を希望する候補者は、指定用紙(A4判1枚)をもって、定款施行細則第18条の規定にある期間内に本委員会宛に申請して下さい。申請された掲載文及び写真は、そのままPDFファイル化し、本会ホームページに掲載いたします。なお、定款施行細則第25条の規定により、掲載文のなかで他人の名誉を傷つけ、善良な風俗を害し、その他品位を損なう文言を記載することは厳に禁じられています。また、本申し出がない場合でも、候補者の氏名及び所属都道府県医師会名を本会ホームページに掲載する場合がございますので、ご了承下さい。

今回選任・選定する役員及び裁定委員の定数は、次のとおりです。

会 長	定 数	1名
副 会 長	〃	3名
常 任 理 事	〃	10名
理 事	〃	15名
監 事	〃	3名
裁 定 委 員	〃	11名

上記のうち裁定委員は、定款第56条の規定により、本会の役員及び代議員(予備代議員を含む)並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることはできません。

### (参 考)

## 公益社団法人 日本医師会定款 (抜粋) 第6章 役員等

### (役員等の任期)

第32条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。

2 理事又は監事は、法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。ただし、その定例代議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

### (役員等の選任)

第33条 理事及び監事は、本定款の定めるところにより、本会会員の中から、代議員会の決議によって選任する。

2 前項の規定に基づく理事の選任は、役職(会長、副会長、常任理事及び理事)毎に分けて行う。

3 前項の選任は、得票数の多い順に、定款で定められた当該役職毎の員数に達するまでの得票を得たことを条件とする代議員会の決議をもって行う。

4 前2項の規定に基づく理事の選任において、当選人の数が代議員会の決議要件を欠くために当該役職の員数に達しないときは、当選人を除く候補者のうち、得票数の多い順に、員数に不足する数に1名を加えた数の候補者をもって、再度、前2項の規定に基づく理事の選任を行う。なお、再度の候補者を定めるにあたり、得票数が最も少ない候補者の得票数が同じであるときは、いずれも候補者とする。

5 第1項の規定に基づく監事の選任は、前2項の規定に準じて行う。

6 会計監査人は、代議員会の決議によって選任する。(会長、副会長及び常任理事の選定等)

第34条 会長、副会長及び常任理事は、本定款の定めるところにより、代議員会の決議によって選定及び解職する。

2 前項の規定に基づく会長、副会長及び常任理事の選定においては、前条の規定に基づき選任された理事をもってそれぞれの候補者とする。

## 第9章 裁定委員会

### (裁定委員の選任)

第54条 裁定委員は、本会会員の中から、代議員会において選任する。

### (裁定委員の任期)

第55条 裁定委員の任期は、第32条第1項(役員等の任期)の規定を準用する。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

### (裁定委員の兼職禁止)

第56条 裁定委員は、本会の役員及び代議員(予備代議員を含む)並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

## 公益社団法人 日本医師会定款施行細則 (抜粋) 第3章 役員を選任

### (役員選任の細則)

第15条 定款第33条第1項及び第35条の規定に基づく役員を選任は、本章の定めるところによる。

### (選任に関する必要事項の通知)

第16条 選挙管理委員会は、役員を選任にあたっては、あらかじめ、選任に関する必要な事項について、その要旨を都道府県医師会長に通知しなければならない。

### (選任期日の公示)

第17条 選挙管理委員会は、役員を選任の期日、その20日前までに、公示(本会の機関誌へ掲載)しなければならない。

### (立候補届出)

第18条 役員候補者となろうとする者は、会員10名以上50名以内の推薦を受けて、その選任の期日の10日前までに、文書で、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出は、午前10時から午後5時までの間にしなければならない。

### (経歴表の添付)

第20条 第18条の規定による立候補届出には、経歴表を添付しなければならない。

### (立候補届出書等の様式)

第22条 立候補届出書、経歴表及び候補辞退届出書の様式は、別紙で定める。

### (ホームページへの掲載)

第24条 候補者は、選挙管理委員会に対し、役員を選任において、候補者の氏名、経歴、所信、写真を、本会ホームページに掲載するよう申し出ることができる。

2 前項の場合、候補者は、選挙管理委員会が指定した用紙を用いた掲載文及び写真を添えて、選挙管理委員会の指定する期日までに、文書で選挙管理委員会に申請しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の申請があったときは、掲載文及び写真を、本会ホームページに掲載する。

4 第1項の申し出がない場合であっても、選挙管理委員会は、候補者の氏名及び所属都道府県医師会名を、本会ホームページに掲載することができる。

5 掲載の順序は、候補者一覧表の記載の順序による。

### (品位保持)

第25条 候補者は、前条第2項の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、善良な風俗を害し、その他品位を損なう文言を記載してはならない。

### (役員等の任期の起算)

第40条 役員等の任期の起算は、その選任が行われた時からとする。

## 第6章 裁定委員の選任

### (裁定委員の選任)

第50条 定款第54条の規定に基づく裁定委員の選任については、役員を選任に関する規定を準用する。